申請の手引き

飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援を希望する方へ

（委託先動物病院での手術実施）

１　目的

この「飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援事業」は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、人と動物との共生社会の実現を図るために、神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除きます。）に生息する飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術に係る支援を行い、飼い主のいない猫を減らすことを目的としています。

２　対象猫

神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除きます。）に生息する飼い主がいない猫※で、避妊又は去勢手術が実施可能な猫（概ね６か月齢以上）

※所有者がいない猫のこと。

所有者でない方が単に餌やりを行っているなど、その行為が猫の飼養又は保管にあたらない場合は、その猫は対象となります。御不明な点は、保健福祉事務所等まで御相談ください。

３　支援対象者

次の目的等を共有している２名以上の方々が支援対象となります。同居家族や県外など遠方の親族等を含めて２名とすることはできません。

- 飼い主のいない猫を減らすという活動目的を共有していること
- 活動地域における飼い主のいない猫を適正管理※することができること

※適正管理とは、活動地域における飼い主のいない猫の頭数、情報等を継続的に把握し、管理することをいいます。なお、飼い主のいない猫に餌やりを行う場合は、活動する土地の所有者又は管理者の了承のもと、餌やり及び糞尿等の清掃のルールを決め、管理する必要があります。

４　支援の申請から決定までの流れ

①　事前相談

- 活動内容が本事業の支援対象となるか、事前に活動地域（猫が生息する地域）を所管する保健福祉事務所等（巻末一覧参照）へお問合せください。
- 支援対象となり得る場合は、②の書類を作成し、活動地域を所管する保健福祉事務所等に申請してください。
- 飼い主のいない避妊又は去勢手術を、動物愛護センターで受けるか委託先動物病院で受けるかを選んで申請してください。
- 活動地域が複数の保健福祉事務所等の所管域にまたがる場合は、主たる活動地域を所管する保健福祉事務所等に申請してください。

②　申請書類等

記載例を参照し、漏れのないよう記載してください。

ア　避妊又は去勢手術支援申請書（第１号様式）

イ　活動計画書（第１号様式別紙１）

ウ　管理している又は管理しようとする猫の一覧（第１号様式別紙２）

エ　活動地域の見取図、餌やりを行う場所及び糞尿等の清掃を行う場所等の図面、写真等

（第１号様式別紙３）

オ　飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援申請に係る確認書（第１号様式別紙４）

カ　110 円切手を貼付した長 3 封筒（「管理している又は管理しようとする猫の一覧（第１号様式別紙２）」と「A4 用紙２枚」を同封する予定です。）管理する猫の頭数が多い場合や、定型外封筒をご用意の場合は、必要分の切手を貼付してください。返信用封筒として使用します。

③ 申請先（原則、支援希望年度の４月～２月に申請を行う）

活動地域（猫が生息する地域）を所管する保健福祉事務所等（巻末一覧参照）

※申請者の本人確認として、保健福祉事務所等で運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等の公的証明書類の原本を確認しますので持参してください。

④ 支援可否の審査・決定

・ 申請書類は、動物愛護センターで内容を確認、審査し、手術支援の可否を決定します。

・ 審査にあたり、活動の具体的な内容について動物愛護センターから電話で問合せをする場合があります。

・ 手術支援の可否の結果は、動物愛護センターから承認通知が交付されます。

・ 承認通知を受け取ったら、受入病院一覧から手術を受ける動物病院を選び、申請者が直接動物病院に手術の予約を行い、必要な調整を行ってください。

⑤ 支援決定後の変更について

・ 申請いただいた内容のうち、次のア～エの事項に変更が生じた場合又はオの事項を変更しようとする場合は、変更届等を提出してください。

ア　活動を行う者の氏名、住所、電話番号及び役割分担

イ　餌やりを行う場所、担当者及び時間

ウ　糞尿等の清掃を行う場所、担当者及び時間

エ　管理している又は管理しようとする猫

オ　手術実施場所

・ 提出する変更届等は次のとおりです。

ア　避妊又は去勢手術支援申請事項変更届（第３号様式）

イ　アに関する添付書類（第１号様式別紙１又は第１号様式別紙２）

ウ　検査（処置）依頼書（規則第３条関係第１号様式）　※手術実施場所を動物愛護センターに変更する場合のみ

エ　手数料減額（免除）申請書（規則第６条関係第２号様式）　※手術実施場所を動物愛護センターに変更する場合のみ

・ 変更届等の提出先
活動地域（猫が生息する地域）を所管する保健福祉事務所等（巻末一覧参照）

・ 変更届等の書類は、動物愛護センターで内容確認し、その後の対応について届出者にお知らせします。

・ 手術実施は動物愛護センターと委託先動物病院を併用することはできません。動物愛護センターから委託先動物病院へ変更した場合、変更後は委託先動物病院でのみ対応可能です。

５　支援決定後から手術・返還までの流れ

① 近隣住民等への周知

・ 対象猫を捕獲する前に、「飼い主がいない猫を捕獲し、避妊又は去勢手術を実施すること」について、チラシ等を用いて近隣住民、自治会等へ周知してください。周知範囲は、猫の行動範囲を勘案して、近隣は個別のポスティング、周辺は自治会への回覧依頼等、状況に応じて実施してください。

・ チラシの内容は、活動目的、捕獲日時、近隣住民が注意すべき事項（飼い猫は外に出さ

ない、名札や首輪をつける等）等を記載してください。具体的には、神奈川県飼い主のいない猫対策ガイドライン（平成 30 年１月）別冊「地域猫活動実践マニュアル」等を参照してください。

② 捕獲

・ 申請者御自身が、捕獲檻等を用いて、動物虐待に当たらない方法で捕獲してください。
・ 捕獲檻は、数に限りがありますが、保健福祉事務所等及び動物愛護センターで貸出しをしています。設置等は御自身で行ってください。
・ 捕獲ができず、指定された搬入日時に搬入できない場合は、その旨を速やかに委託先動物病院に電話で御連絡ください。その場合、新たな日程を調整しますが、他の手術予約状況により、支援ができない場合がありますので御了承ください（支援決定の有効期限は年度内です）。

③ 猫の搬入の際の注意事項

下記を原則としつつ、詳細は委託先動物病院の指示に従ってください。

・ 猫の逸走防止のため、搬送容器は捕獲檻又は蓋つきキャリーケースのみとします。
・ 搬送容器は、逸走防止のため、蓋をガムテープ等で固定してください。
・ 捕獲檻を使用する場合は、糞尿等による汚染防止のため、檻の下部（外側）にペットシーツ等を敷き、テープ等で固定してください。
・ 猫にノミやダニ等の外部寄生虫が寄生している場合は、搬送容器の周囲を大きな布で包む等十分に周囲の汚染防止措置をしてください。
・ 捕獲された猫の識別のため、搬送容器には申請書類に記載した猫の管理番号を記載し、容易に確認できる場所に貼付してください。
・ 搬送容器内には、水入れ以外の不要なものを入れないでください。
・ 搬送容器の重さが分かる場合は、重さを記載し、搬送容器に貼付してください。

④ 猫の持込場所

・ 事前に委託先動物病院と調整した日時に搬入してください。飼い主のいない猫の避妊又は去勢手術支援承認通知書（第２号様式の２）及び管理している又は管理しようとする猫の一覧（第１号様式別紙２）を猫の搬入時に委託先動物病院に提出してください。
・ 搬入した猫の個体確認を委託先動物病院と行ってください。

⑤ 手術

・委託先動物病院では、猫の健康状態等の確認を行い、避妊又は去勢手術を実施し、併せて耳の先端にＶ字カット（識別処置）を施します。
・猫の健康状態等により、手術が実施できないと判断した場合は、手術を実施せずにお返しします。
・開腹後、手術実施済みの猫であることが判明した場合は、識別処置のみを施します。

※委託先動物病院での手術で申請者に費用の負担を求めないのは避妊又は去勢手術及びこれに直接関係する診療行為に要した費用のみです。対象外の処置に関する費用については、申請者に負担を求めることがあります。

⑥ 返還

・ 指定された返還日時（原則、手術日の翌日）に引取りに来てください。
・ 避妊又は去勢手術実施結果報告書（第５号様式の２）が委託先動物病院から交付されます。

６ 費用等役割分担について

申請者御自身が、申請書類の作成・申請、近隣住民等への周知、猫の捕獲、委託先動物病院

への搬入、引取り及び猫を活動地域へ戻すこと等を行ってください。

7　その他

・捕獲した猫に万が一飼い主がいた場合のトラブル等について、県及び委託先動物病院は一切関知しません。申請者御自身が一切の責任を持って、誠実に対応してください。
・猫の搬送、避妊又は去勢手術の実施には様々な危険性等が伴い、手術中又は術前術後には不測の事態及び死亡事故等が発生する可能性があります。
・猫の一時預かり、搬送、手術中及び術前術後の死亡並びに逸走等不測の事態が発生した場合であっても、県、委託先動物病院及び手術者は、その責任を一切負いません。
・委託先動物病院は、避妊又は去勢手術に付随する医療行為以外の医療処置は行いません。
・支援決定の有効期限は年度内です。対象猫が捕獲できず、次年度以降の支援を希望する場合は、再申請の手続きが必要です。
・支援が決定したものの、捕獲等ができなかった等の理由により、避妊又は去勢手術支援の申請を取り下げる場合は、事前に調整した日時までに電話等により委託先動物病院へ連絡してください。
・その他御不明な点は、保健福祉事務所等まで御相談ください。

【問合せ先】（　）内は所管区域

○平塚保健福祉事務所環境衛生課
平塚市豊原町 6-21　0463(32)0130
（平塚市、大磯町、二宮町）

○平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課
秦野市曽屋 2-9-9　0463(82)1428
（秦野市、伊勢原市）

○鎌倉保健福祉事務所環境衛生課
鎌倉市由比ガ浜 2-16-13　0467(24)3900
（鎌倉市、逗子市、葉山町）

○鎌倉保健福祉事務所三崎センター生活衛生課
三浦市三崎町六合 32　046(882)6811
（三浦市）

○小田原保健福祉事務所環境衛生課
小田原市荻窪 350-1　0465(32)8000
（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）

○小田原保健福祉事務所足柄上センター生活衛生課
開成町吉田島 2489-2　0465(83)5111
（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）

○厚木保健福祉事務所環境衛生課
厚木市水引 2-3-1　046(224)1111
（厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村）

○厚木保健福祉事務所大和センター環境衛生課
大和市中央 1-5-26　046(261)2948
（大和市、綾瀬市）

○藤沢市保健所生活衛生課
藤沢市鵠沼 2131-1　0466(50)3594
（藤沢市）

○茅ヶ崎市保健所衛生課
茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7　0467(38)3317
（茅ヶ崎市）

○寒川町環境経済部環境課
高座郡寒川町宮山 165　0467(74)1111
（寒川町）

○動物愛護センター
平塚市土屋 401　0463(58)3411

～支援決定後から手術・返還までの流れ（支援対象者が実施していただくことのイメージ図）～

① 近隣住民等へ周知する

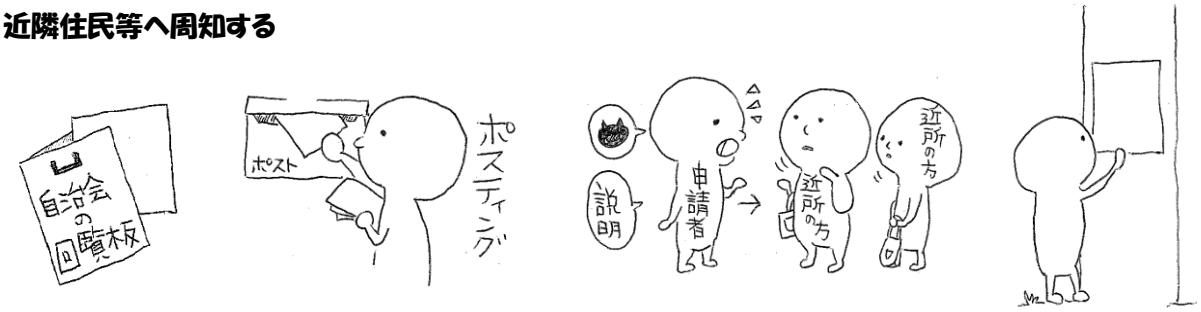

チラシ等を用いて、近隣住民、自治会等に「飼い主のいない猫を捕獲し、不妊手術を実施する」ことや注意事項を周知してください

② 猫を捕獲する

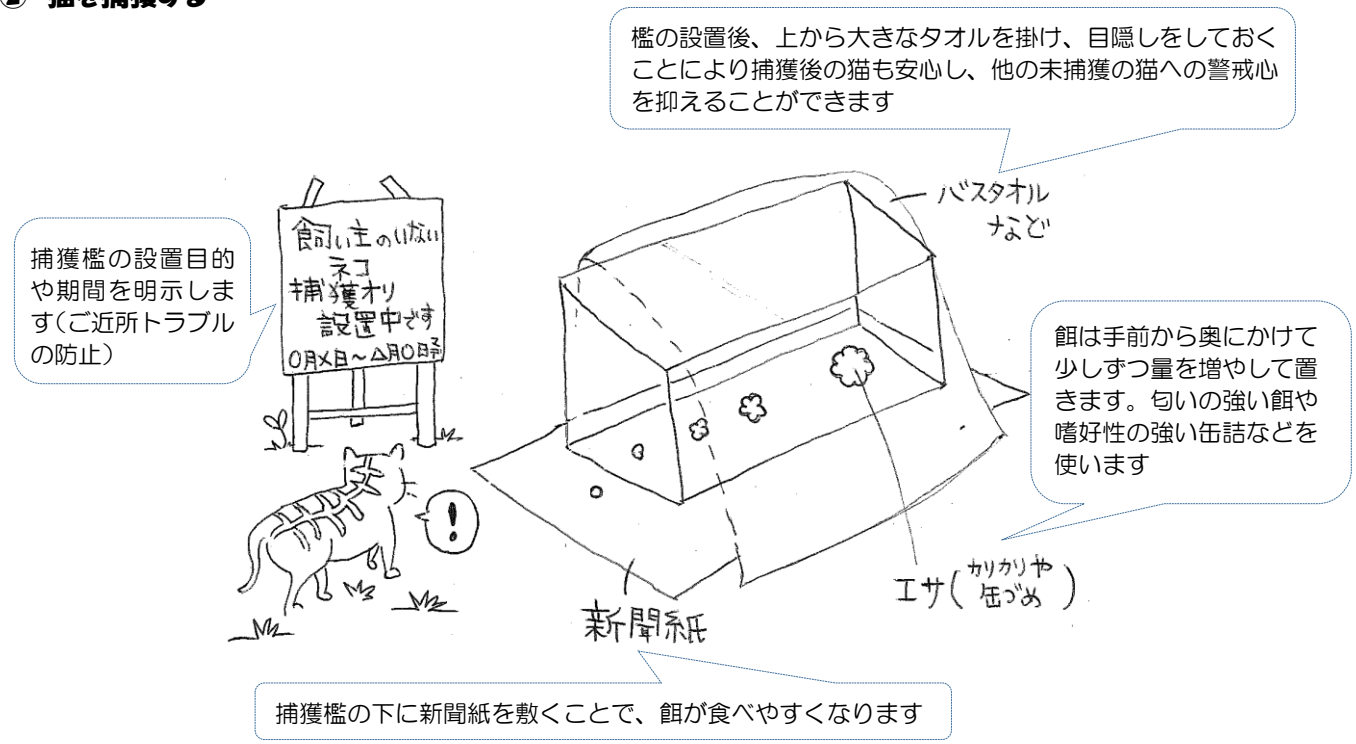

③ 搬入の際の注意事項

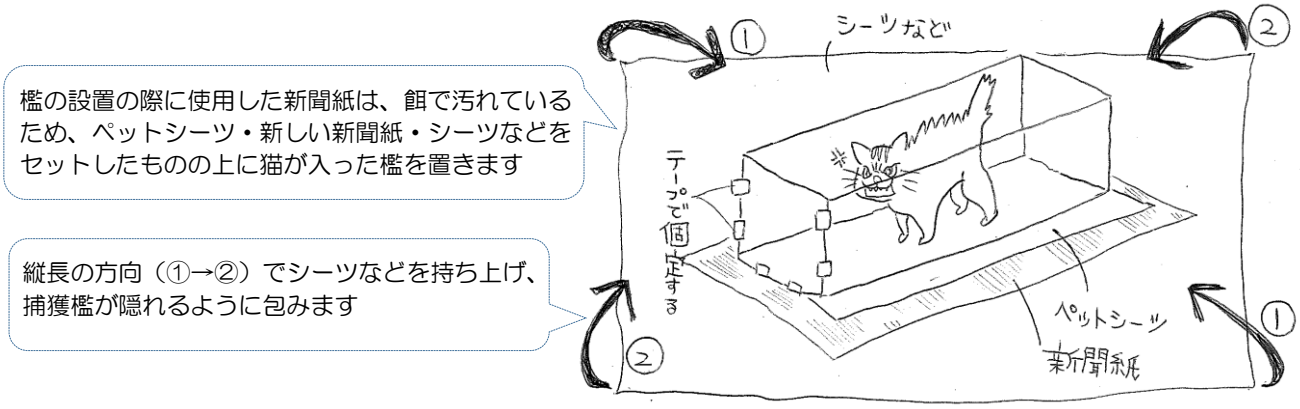

管理番号や捕獲檻の重さを容易に確認できる場所に明示します

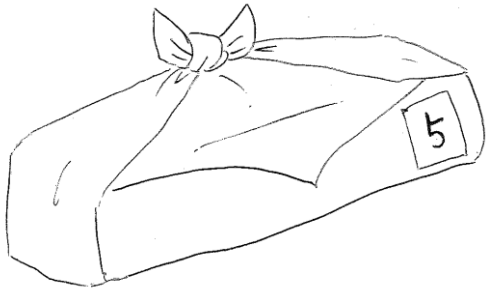

④ 猫を持込む

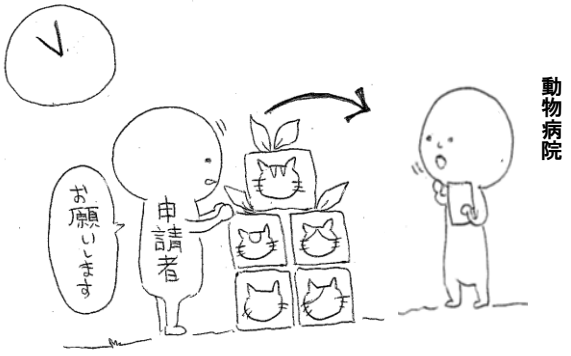

あらかじめ指定された時間及び搬入場所（委託先動物病院）へ持ち込みます

⑤ 猫の返還を受ける

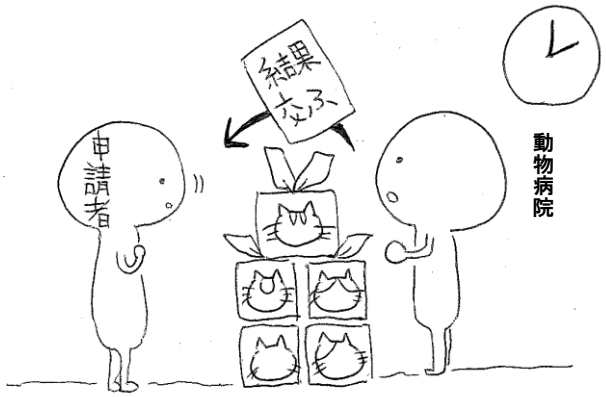

あらかじめ指定された時間及び返還場所（同上）に引き取りに来ていただきます

⑥ 猫を捕獲した場所に戻す
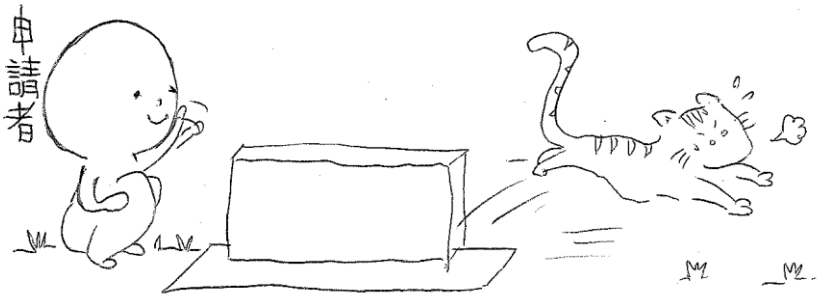
猫の引取り後、捕獲した元の場所に猫を戻してください